

第104号議案

豊川市職員旅費条例等の一部改正について

豊川市職員旅費条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年11月28日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市職員旅費条例等の一部を改正する条例

(豊川市職員旅費条例の一部改正)

第1条 豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条—第10条）	第1章 総則（第1条—第10条）
第2章 内国旅行の旅費（第11条—第24条）	第2章 内国旅行の旅費（第11条—第25条）
第3章 外国旅行の旅費（第25条）	第3章 外国旅行の旅費（第26条）
第4章 雜則（第26条—第31条）	第4章 雜則（第27条—第30条）
附則 (用語の意義)	附則 (用語の意義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 帰住 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族が生活の <u>根拠</u> となる地に旅行することをいう。 (7) <u>家族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子（配偶者の子を含む。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で <u>職員と生計を一にする</u> ものをいう。 (8) (略)	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(5) (略) (6) 帰住 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族が生活の <u>根拠地</u> となる地に旅行することをいう。 (7) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子_____、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で <u>主として職員の収入によって生計を維持している</u> ものをいう。 (8) (略)
2 (略) (旅費の支給)	2 (略) (旅費の支給)

<p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>次条第3項の規定により出張命令の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市長が定める場合には</u></p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）</u>が、<u>その旅行の出発前に次条第3項の規定により出張命令を取り消され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた</u> <u>金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。</u></p>
<p>_____、当該旅行のため既に支出した金額_____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。</p>	<p>_____、当該旅行のため既に支出した金額_____のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。</p>
<p>(出張命令)</p>	<p>(出張命令)</p>
<p>第4条 (略)</p>	<p>第4条 (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 出張命令権者は、既に発した出張命令の<u>変更をする</u>必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>その変更をする</u>ことができる。</p>	<p>3 出張命令権者は、既に発した出張命令を<u>変更（取消しを含む。以下同じ。）</u>する必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、<u>これを変更する</u>ことができる。</p>
<p>4 出張命令権者は、出張命令を発し、又は<u>その変更をする</u>には、出張命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、出張命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、出張命令権者は、できるだけ速やかに出張命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p>	<p>4 出張命令権者は、出張命令を発し、又は<u>これを変更する</u>には、出張命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、出張命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを提示するいとまがない場合には、口頭により出張命令を発し、又はこれを変更することができる。この場合において、出張命令権者は、できるだけ速やかに出張命令簿に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。</p>
<p>(出張命令に従わない旅行)</p>	<p>(出張命令に従わない旅行)</p>
<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により<u>変更を受けた</u>出張命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。</p>	<p>第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令（前条第3項の規定により<u>変更された</u>出張命令を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令の変更の申請をしなければならない。</p>

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、内国旅行にあっては
鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、
宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及
び家族移転費とし、外国旅行にあっては第25条の規定により市長が定めるところによ
る。

2・3 (略)

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、内国旅行にあっては
鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食
卓料、旅行雑費、移転料、着後手当及び扶
養親族移転料とし、外国旅行にあっては第26条の規定により市長が定めるところによ
る。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ、旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ、旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ、1キロメー
トル当たりの定額又は実費額により支給す
る。

6 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当
たりの定額により支給する。

7 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜
数に応じ、1夜当たりの定額により支給す
る。

8 旅行雑費は、旅行中の日数に応じ、1日
当たりの定額又は実費額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移
転について、路程等に応じ定額により支給
する。

10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の
移転について、定額により支給する。

11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族
の移転について、支給する。

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の
規定に該当する場合を除くほか、旅行のた
めに現に要した日数による。ただし、公務
上の必要又は天災その他やむを得ない事情
により要した日数を除くほか、鉄道（鉄道
事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1
項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及
び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第
1項に規定する軌道、外国におけるこれら
に相当するものその他市長が定めるものを

第8条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の
規定に該当する場合を除くほか、旅行のた
めに現に要した日数による。ただし、公務
上の必要又は天災その他やむを得ない事情
により要した日数を除くほか、鉄道

いう。次条、第11条及び第14条において同じ。) 旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路(鉄道を除く。次条において同じ。) 旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2・3 (略)

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費のうちその書類を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の支給を受けることができない。

2・3 (略)

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金(市長等に限る。)
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、

旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行に

あっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。

2・3 (略)

第9条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第10条 旅費(概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書を当該旅費の支出命令権者に提出しなければならない。

2・3 (略)

(鉄道賃)

第11条 鉄道賃の額は、次に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金による。

- (1) その乗車に要する運賃
- (2) 急行料金を徴する列車を運行する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、急行料金
- (3) 市長等が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合は、第1号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行す

	<p><u>運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。</u></p> <p><u>3 第1項第2号に掲げる急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に当該各号に掲げる急行料金を支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに特別急行料金</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに普通急行料金</u></p> <p><u>4 第1項第4号に掲げる座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に支給する。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>5 第1項第5号に掲げる特別車両料金は、特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行で出張命令権者が特に必要と認める場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第12条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び第14条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>寝台料金</u></p> <p>(3) <u>座席指定料金</u></p> <p>(4) <u>特別船室料金（市長等に限る。）</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、</u></p>	<p><u>る線路による旅行の場合には、第1号に規定する運賃及び前2号に規定する料金のほか、座席指定料金</u></p> <p><u>2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、当該各号に掲げる急行料金を支給する。</u></p> <p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに特別急行料金</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のものに普通急行料金</u></p> <p><u>3 第1項第3号に規定する特別車両料金は、片道100キロメートル以上の旅行の場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>4 第1項第4号に規定する座席指定料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第12条 船賃の額は、次に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金並びに座席指定料金による。</u></p> <p>(1) <u>運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</u></p> <p>ア <u>市長等については、上級の運賃</u></p> <p>イ <u>その他の職員については、中級の運賃</u></p> <p>(2) <u>運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に掲げる運賃</u></p> <p>ア <u>市長等については、上級の運賃</u></p> <p>イ <u>その他の職員については、下級の運賃</u></p> <p>(3) <u>運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p>
--	--	--

運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 市長等が第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合の当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

(航空賃)

第13条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他市長が定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のために特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第14条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）

第2条第3項に規定する旅客自動車運送

第13条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第14条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。た

事業の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃又は料金

(2) 出張命令権者の承認を受けて自家用自動車を使用して旅行する場合の当該旅行に要する費用（1キロメートルにつき自動車の燃料の価格その他の事情を勘案して市長が定める額）

(3) 有料道路又は駐車場の料金（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により道路又は駐車場の料金を必要とした場合に限る。）

(4) 前3号に掲げる費用を除く移動に要する費用として市長が定める費用（宿泊費）

第15条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して市長が定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として出張命令権者が必要と認める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊に要する諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

（転居費）

だし、第9条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊料）

第15条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

（食卓料）

第16条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃又は航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り、支給する。

（旅行雑費）

第17条 旅行雑費の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の旅行雑費で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 県内における旅行及び鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の県外への旅行の場合における旅行雑費の額は、別表第1の規定にかかわらず、市長等については300円、その他の職員については200円とする。

3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもってそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。

（移転料）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、次に掲げる方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合は、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、宿泊手当及び着後

第18条 移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額
- (2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額
- (3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について支給することができます前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができます。

（着後手当）

第19条 着後手当の額は、別表第1の旅行雑費定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

（扶養親族移転料）

第20条 扶養親族移転料の額は、次に規定する額による。

- (1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次に規定する額の合計額
- ア 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑

滞在費の合計額に相当する額

- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

- イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額
- ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

- (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

- (3) 第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

（随行職員の旅費）

- 第20条 （略）
（研修等の旅費）
- 第21条 （略）
（市内出張）
- 第22条 （略）
（退職者等の旅費）
- 第23条 （略）

- （随行職員の旅費）
- 第21条 （略）
（研修等の旅費）
- 第22条 （略）
（市内出張）
- 第23条 （略）
（退職者等の旅費）
- 第24条 （略）

(遺族の旅費)

第24条 (略)

2 (略)

3 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費を除く。）とする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第25条 (略)

第4章 雜則

(旅費の支給額の上限)

第26条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（第14条第2号に掲げる費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第11条第1項各号、第12条第1項各号、第13条第1項各号並びに第14条第1号、第3号及び第4号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第15条、第17条、第18条及び第19条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第27条 任命権者は、職員が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実

(遺族の旅費)

第25条 (略)

2 (略)

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第20条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第3章 外国旅行の旅費

(外国旅行の旅費)

第26条 (略)

第4章 雜則

(旅費の調整)

第27条 任命権者は、職員が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実

<p>費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2・3 (略) (旅費の特例)</p> <p><u>第28条</u> (略) <u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第29条</u> 出張命令権者は、旅行者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。 (職員以外の者の旅費)</p> <p><u>第30条</u> (略) (委任)</p> <p><u>第31条</u> (略)</p>	<p>費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2・3 (略) (旅費の特例)</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p><u>(職員以外の者の旅費)</u></p> <p><u>第29条</u> (略) (委任)</p> <p><u>第30条</u> (略)</p>
--	---

改正後	改正前																																				
<p>附則 (略)</p>	<p>附則 (略)</p> <p>別表第1 (第15条—第17条、第19条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>宿泊料 (1夜につき)</th><th>食卓料 (1夜につき)</th><th>旅行雑費 (1日につき)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長等</td><td>14,500円</td><td>2,800円</td><td>1,700円</td></tr> <tr> <td>その他の職員</td><td>13,000円</td><td>2,200円</td><td>1,300円</td></tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第18条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>鉄道 50キロメー トル未 満</th><th>鉄道 100キロメー トル以 上100 キロメ ートル 未満</th><th>鉄道 300キロメー トル以 上300 キロメ ートル 未満</th><th>鉄道 500キロメー トル以 上500 キロメ ートル 未満</th><th>鉄道 1,000キロメ ートル以 上 1,000 キロメ ートル 未満</th><th>鉄道 1,500キロメ ートル以 上 1,500 キロメ ートル 未満</th><th>鉄道 2,000キロメ ートル以 上 2,000 キロメ ートル 以上</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長等</td><td>126,000円</td><td>144,000円</td><td>178,000円</td><td>220,000円</td><td>292,000円</td><td>306,000円</td><td>328,000円</td></tr> <tr> <td>その他の職員</td><td>107,000円</td><td>123,000円</td><td>152,000円</td><td>187,000円</td><td>248,000円</td><td>261,000円</td><td>279,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって 鉄道1キロメートルとみなす。</p>	区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	旅行雑費 (1日につき)	市長等	14,500円	2,800円	1,700円	その他の職員	13,000円	2,200円	1,300円	区分	鉄道 50キロメー トル未 満	鉄道 100キロメー トル以 上100 キロメ ートル 未満	鉄道 300キロメー トル以 上300 キロメ ートル 未満	鉄道 500キロメー トル以 上500 キロメ ートル 未満	鉄道 1,000キロメ ートル以 上 1,000 キロメ ートル 未満	鉄道 1,500キロメ ートル以 上 1,500 キロメ ートル 未満	鉄道 2,000キロメ ートル以 上 2,000 キロメ ートル 以上	市長等	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円	その他の職員	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円
区分	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	旅行雑費 (1日につき)																																		
市長等	14,500円	2,800円	1,700円																																		
その他の職員	13,000円	2,200円	1,300円																																		
区分	鉄道 50キロメー トル未 満	鉄道 100キロメー トル以 上100 キロメ ートル 未満	鉄道 300キロメー トル以 上300 キロメ ートル 未満	鉄道 500キロメー トル以 上500 キロメ ートル 未満	鉄道 1,000キロメ ートル以 上 1,000 キロメ ートル 未満	鉄道 1,500キロメ ートル以 上 1,500 キロメ ートル 未満	鉄道 2,000キロメ ートル以 上 2,000 キロメ ートル 以上																														
市長等	126,000円	144,000円	178,000円	220,000円	292,000円	306,000円	328,000円																														
その他の職員	107,000円	123,000円	152,000円	187,000円	248,000円	261,000円	279,000円																														

(豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正)

第2条 豊川市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（昭和31年豊川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の規定の例により、<u>市長等</u>の旅費に相当する額を弁償する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第4条 議長、副議長及び議員が職務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の規定の例により、<u>議長にあっては市長の、副議長及び議員にあっては副市長</u>の旅費に相当する額を弁償する。</p>

(豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例の一部改正)

第3条 豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例（昭和31年豊川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、遠距離の通勤をする非常勤の職員であって、市長が他の非常勤の職員との権衡上特に必要があると認めるものの報酬は、別表に定める報酬額に、当該職員の通勤に要する鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費又は宿泊費</u>に相当する額を加えた額とすることができる。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 非常勤の職員が、職務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の規定の例により、別表に掲げる者のうち、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者にあっては市長が別に定めるところの、その他の者にあっては<u>市長等</u>の旅費に相当する額を弁償する。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、遠距離の通勤をする非常勤の職員であって、市長が他の非常勤の職員との権衡上特に必要があると認めるものの報酬は、別表に定める報酬額に、当該職員の通勤に要する鉄道賃、船賃、航空賃、<u>車賃</u>又は<u>宿泊料</u>に相当する額を加えた額とすることができる。</p> <p>(費用弁償)</p> <p>第5条 非常勤の職員が、職務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の規定の例により、別表に掲げる者のうち、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者にあっては市長が別に定めるところの、その他の者にあっては、<u>副市長</u>の旅費に相当する額を弁償する。</p>

(豊川市実費弁償に関する条例の一部改正)

第4条 豊川市実費弁償に関する条例（昭和31年豊川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(実費弁償) 第2条 (略) 2 出頭人等の居住地が本市外である場合においては、前項の規定による日当のほか、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の規定を準用し、 <u>職員</u> に支給する鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>その他の交通費又は宿泊費</u> に相当する額を旅費として併せて支給する。 3 (略)	(実費弁償) 第2条 (略) 2 出頭人等の居住地が本市外である場合においては、前項の規定による日当のほか、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の規定を準用し、 <u>その他の職員</u> に支給する鉄道賃、船賃、航空賃、 <u>車賃</u> 又は宿泊料に相当する額を旅費として併せて支給する。 3 (略)

(豊川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 豊川市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年豊川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(旅費) 第6条 管理者が公務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の規定の例により、 <u>市長等</u> の旅費に相当する額の旅費を支給する。	(旅費) 第6条 管理者が公務のため旅行したときは、豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例第4号）の規定の例により、 <u>副市長</u> の旅費に相当する額の旅費を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(豊川市職員旅費条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の豊川市職員旅費条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令を発する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の豊川市職員旅費条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規

定する出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同条第3項の規定により当該出張命令の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第4項の規定は、同項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

5 第3条の規定による改正後の豊川市特別職の職員で非常勤のものの報酬額及び費用弁償額並びにその支給に関する条例第2条第2項の規定は、施行日以後の通勤に係る報酬から適用し、同日前の通勤に係る報酬については、なお従前の例による。

(豊川市実費弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第4条の規定による改正後の豊川市実費弁償に関する条例第2条第2項の規定は、施行日以後にする出頭等について適用し、同日前にした出頭等については、なお従前の例による。

(豊川市消防団条例の一部改正)

7 豊川市消防団条例（昭和60年豊川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(費用弁償) 第11条（略） 2 費用弁償の額及び支給方法については、 豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例 第4号）に規定する <u>職員</u> に対して 支給する旅費の例による。	(費用弁償) 第11条（略） 2 費用弁償の額及び支給方法については、 豊川市職員旅費条例（昭和43年豊川市条例 第4号）に規定する <u>その他の職員</u> に対して 支給する旅費の例による。

理 由

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律等の一部改正を踏まえ、職員の旅費制度を見直すとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。